

周南市学校施設等長寿命化計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、周南市学校施設等長寿命化計画策定業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

周南市学校施設等長寿命化計画策定業務

(2) 業務の目的

別添の「周南市学校施設等長寿命化計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別添の「周南市学校施設等長寿命化計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から平成32（2020）年3月31日まで

(5) 履行場所

周南市内の幼稚園（8園）、小学校（28校）、中学校（15校）

(6) 業務に要する費用（提案上限額）

金25,817,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出時点において、平成29・30年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント）」の「建築関係建設コンサルタント」に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

- (5) 平成25年度以降に本業務と同種の業務を直接受託し、かつその業務を履行した実績を有すること。同種業務とは、公共施設長寿命化計画作成業務とする。ただし、建築系（学校施設、公営住宅、公園）に限る。
- (6) 予定管理技術者及び予定照査技術者は、技術士（総合技術監理部門、建設部門）、一級建築士又はRCCM（都市計画及び地方計画）資格を有するものであること。

4 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公告日

平成31（2019）年2月12日（火）

② 公告方法

周南市公式ホームページ

③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市ホームページからダウンロード可能です。また、周南市教育委員会教育政策課でも配布します。

URL <http://www.city.shunan.lg.jp/>

(2) 参加表明書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び周南市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

ア 参加表明書（様式2）

イ 参加資格を示す確認書類

② 提出期限

平成31（2019）年2月26日（火）17時15分必着

③ 提出場所

周南市教育委員会教育政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

④ 提出方法

郵送又は持参（いずれも提出期限内必着）

※郵便による場合は、配達や受取日時が証明できる方法によることとします。又、不達及び遅配を原因として、参加希望者に不利益が生じても、市はその責を負いません。

※持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）

を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までとします。

⑤ 提出部数

提出書類は 1 部

⑥ 結果の通知

参加表明書提出者に対し、参加資格審査結果通知を郵送で送付します。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式 1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

(2) 受付期間

平成 3 1（2 0 1 9）年 2 月 1 3 日（水）8 時 3 0 分から平成 3 1（2 0 1 9）年 2 月 2 0 日（水）1 7 時 1 5 分までとします。（ただし、受信確認は、休日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分までとします。）

(3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

周南市教育委員会教育政策課 E-mail : ed-seisaku@city.shunan.lg.jp

電話番号 : 0 8 3 4 - 2 2 - 8 5 3 3

(4) 回答方法

平成 3 1（2 0 1 9）年 2 月 2 2 日（金）1 7 時以降に周南市公式ホームページに掲載します。ただし、簡易な質問については、周南市公式ホームページに掲載せずに、質問受付の日から 2 日以内（休日を除く）に電子メールで回答します。

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加資格審査結果の通知により、本プロポーザルに参加する資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、提出にあたっては、別紙「周南市学校施設等長寿命化計画策定業務の企画提案書等作成要領」を参照してください。

① 企画提案書表紙（様式 3）

② 企画提案書（様式 4 から様式 1 4 まで）

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

業務内容及び人件費等の積算内容が分かるように記載すること。

(2) 提出期間

平成 3 1（2 0 1 9）年 3 月 4 日（月）から平成 3 1（2 0 1 9）年 3 月 1 5 日（金）まで（受付時間帯は、休日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時 1

5分までとします。)

(3) 提出場所

周南市教育委員会教育政策課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

(4) 提出方法

直接持参してください。

(5) 提出部数

提出部数は、10部（正本1部、副本9部）とします。ただし、見積書及び内訳書（任意様式）は1部とします。

(6) その他

- ① 提出された企画提案書等は、提出期限までに自由に改変できるものとします。ただし、改変しようとする場合は、提出された書類をいったん持ち帰り、改変後の書類を提出期限内に提出してください。提出期限内に提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。
- ② 提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものと見なします。

7 審査方法

(1) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立します。

① 実施場所

別途通知します。

② 実施日時

平成31（2019）年3月25日（月）（予定）

※正式な日程・時間等は別途通知します。

③ 実施時間

企画提案の持ち時間は35分以内、審査委員からの質疑応答を15分以内、準備及び撤去を各5分以内とし、1提案者あたり60分以内とします。

④ 出席者

4名以内

⑤ その他

- ・プレゼンテーションは、既に提出された企画提案書に記載された内容（文章・図・表・画像・スケッチ等）を基に項目順に説明すること。また、当該内容の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とします。なお、提案の説明に要するパソコン等の機材は提案者で用意することとします。ただし、

プロジェクター・スクリーンは、本市で用意します。

・企画提案書にない新たな提案や追加資料の配付は認めません。

(2) 受託候補者の選定

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「周南市学校施設等長寿命化計画策定業務プロポーザル審査委員会」が行う。

② 審査方法

審査は、業務理解度、企画提案、説明能力及び見積金額等を評価基準に基づき総合的に評価する。

③ 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

又、1者のみ審査となった場合は、合計100点の60パーセントを満たしていれば、受託候補者とします。

④ 審査結果

審査結果は、平成31（2019）年3月27日（水）以降、周南市公式ホームページで公表します。

【審査結果の公表事項】

ア 特定された受託候補者名、評価点及び選定理由

イ 参加者の名称（50音順）

ウ 参加者の評価点（点数順）

注：イとウの対応関係は、明らかにしない。ただし、参加者が2者以内の場合は、特定された受託候補者の評価点のみ公表する。

又、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

8 評価基準及び配点

| 様式 | 審査項目 | 評価項目 | 配点 | 評価の視点 |
|-------|-------|-------|--------------|---|
| 6 | 業務遂行力 | 会社の実績 | 5 | 過去5年以内（平成25年度以降）に完了した会社の同種業務実績 ※評価に当たり、公園施設に係る業務実績については、1件の履行実績を1/2件扱いとする |
| 7 | | 実施体制 | 20 | 予定管理技術者の実績 過去5年以内（平成25年度以降）に完了した同種業務実績 ※評価に当たり、公園施設に係る業務実績については、1件の履行実績を1/2件扱いとする |
| | | | | 予定管理技術者の保有資格 |
| 8 | | | | 予定照査技術者の実績 過去5年以内（平成25年度以降）に完了した同種業務実績 ※評価に当たり、公園施設に係る業務実績については、1件の履行実績を1/2件扱いとする |
| | | | 予定照査技術者の保有資格 | |
| 9 | | 地域精通度 | 5 | 本市における業務実績 過去5年以内（平成25年度以降）に完了した周南市における業務の元請としての受託実績があるか |
| 10・11 | 企画提案 | 業務理解度 | 15 | 全体の枠組み、業務遂行に適切な実施方針、アピールポイント等が的確で簡潔に記載されているか |
| | | | | 業務遂行に適切な実施フロー及び工程計画であり、実施フローと工程計画は整合が取れているか |
| 12 | | 企画提案 | 30 | （テーマ 計画策定のための建物情報の整理について） 老朽化状況把握の調査方法についての具体的手法の提案がなされているか 仕様書に対してより具体的かつ実効性のある提案になっているか |
| 13 | | | | （テーマ 長寿命化計画の策定について） 国のガイドラインに従って、より具体的かつ実効性のある提案になっているか 「見える化」を意識した分かりやすい内容にとりまとめられているか |
| 14 | | | | （テーマ その他提案） より充実した計画策定とするための、有効な追加提案があるか |
| | | 説明能力 | 10 | 提案内容の明確な説明、質疑に対する的確な対応ができていないか 業務に対する取り組み意欲、積極性が感じられるか |
| 任意様式 | 見積書 | 価格点 | 15 | 見積金額が提案上限額（25,817,000円）以内であり、提案内容に見合うものか |

9 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

| | | |
|---|---------------|--|
| ① | 公募型プロポーザル実施公告 | 平成 31(2019)年 2月 12日(火) |
| ② | 実施要領等に関する質疑受付 | 平成 31(2019)年 2月 13日(水)から 平成 31(2019)年 2月 20日(水)まで |
| ③ | 実施要領等に関する質疑回答 | 平成 31(2019)年 2月 22日(金) |
| ④ | 参加表明書の提出期限 | 平成 31(2019)年 2月 26日(火) |
| ⑤ | 参加資格審査結果の通知 | 平成 31(2019)年 3月 1日(金) |
| ⑥ | 企画提案書等の受付期間 | 平成 31(2019)年 3月 4日(月)から 平成 31(2019)年 3月 15日(金)まで |

| | | |
|---|--------------------|----------------------------|
| ⑦ | 企画提案書の審査及びヒアリングの実施 | 平成 31(2019)年 3 月 25 日(月)予定 |
| ⑧ | 審査結果の通知 | 平成 31(2019)年 3 月 27 日(水)予定 |
| ⑨ | 業務委託契約の締結 | 平成 31(2019)年 4 月 12 日(金)予定 |
| ⑩ | 審査結果等の公表 | 平成 31(2019)年 4 月 12 日(金)予定 |

1 0 契約（受託候補者特定後）

（1）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

（2）契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成 15 年周南市規則第 5 1 号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

1 1 留意事項

（1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングについて、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

（2）その他の留意事項

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができ

ないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。

- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。(市からの指示があった場合を除く。)
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式15)により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

1.2 問い合わせ先

所在地 〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地

担当部署 周南市教育委員会教育政策課 施設担当(担当 野村)

電話番号 0834-22-8533

FAX番号 0834-22-8534

E-mail ed-seisaku@city.shunan.lg.jp